

第 2 回

熊本県議会

道州制問題等調査特別委員会会議記録

平成19年6月18日

開 会 中

場 所 第 1 委 員 会 室

第 2 回 熊本県議会 道州制問題等調査特別委員会会議記録

平成19年6月18日（月曜日）

午前10時0分開議

午前11時12分閉会

本日の会議に付した事件

（1）地方分権と道州制について

（2）閉会中の継続審査について

出席委員（15人）

委員 長 前 川 收
 副委員 長 松 田 三 郎
 委 員 倉 重 剛
 委 員 松 村 昭
 委 員 渡 辺 利 男
 委 員 馬 場 成 志
 委 員 氷 室 雄 一 郎
 委 員 鎌 田 聡
 委 員 守 田 憲 史
 委 員 池 田 和 貴
 委 員 小早川 宗 弘
 委 員 吉 田 忠 道
 委 員 田 端 義 一
 委 員 淵 上 陽 一
 委 員 早 田 順 一

欠席委員（1人）

委 員 荒 木 義 行

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

総合政策局

局 長 木 本 俊 一
 総括審議員兼
 次 長 高 木 奎 一
 企画課長 内 田 安 弘

総務部

部 長 原 田 正 一
 次 長 木 村 利 昭

首席総務審議員兼

人事課長 田 崎 龍 一

行政経営課長 小 嶋 一 誠

財政課長 市 川 靖 之

税務課長 富 田 健 治

市町村総室長 松 見 辰 彦

市町村総室副総室長 村 山 栄 一

地域振興部

政策調整審議員兼

地域政策課課長補佐 坂 本 孝 広

健康福祉部

健康福祉政策課長 岡 村 範 明

環境生活部

政策調整審議員兼

環境政策課課長補佐 宮 尾 千 加 子

商工観光労働部

商工政策課長 宮 尾 尚

農林水産部

首席農林水産審議員兼

農林水産政策課長 瀬 口 豊

土木部

監理課長 鷹 尾 雄 二

教育委員会事務局

首席教育審議員兼

教育政策課長 吉 村 孝

事務局職員出席者

政務調査課課長補佐 武 田 正 宣

議事課課長補佐 宮 崎 聖

午前10時開会

○前川収委員長 ただいまから、第2回道州制問題等調査特別委員会を開催します。

事実上の最初の委員会でありますから、ごあいさつをさせていただきます。

委員の皆様方の御推挙で委員長を仰せつかることになりました前川でございます。松田

副委員長のお力添えを賜りながら、本委員会の円滑な運営とともに活発な議論がなされることを願っております。

さて、本委員会には、道州制に関する件及び地方分権改革推進に関する件が付託されておりますが、この2つは、セットで議論していく事項であると考えております。御案内のとおり、地方分権改革の第一幕として市町村合併の議論があり、その結果として本県においても、市町村の数が約半数に減ったということでございます。先日来の一般質問等々でもその内容についてのお話ございましたけれども、まだ最終的な評価というものについては時間か足りないと思っておりますが、現状の住民の感触からすれば、いいことばかりではないということの方がどちらかというと私どもの耳には入ってきております。同様に道州制の問題というのが今後加速度を増しながら議論が進んでいくと思っておりますが、少なくとも我々の視点というのは県民サービスというものがどう変わっていくのか、道州制が施行されることによって我が県がどういう立場になっていくのかという、そういう視点をちゃんとシミュレーションしながら、市町村合併の時はこちらかという、国が先行してしまった議論がありましたが、国で先行してしまった議論ということよりも、地方から逆に発信していくような議論、そしてその議論の発信源というような形に、この委員会がなっていければ一番いいのかなというふうに思っております。まだ先が見えない部分、それからいろんな方向性が示されておりますから、どう収れんされていくかという部分についても、その先はわかりませんが、少なくともこの地方分権改革と、その延長線上にある道州制という問題意識を、皆さんとともに共有をしながら、本来、地方に住む我々にあるべき姿の道州制というものを模索していければと思っておりますので、皆様方の活発な御議論を期待するところでございます。1年間、

この地方分権とそれから道州制の問題について議論をさせていただきますけれども、執行部の皆様方もなかなかテーマが難しい部分もあると思いますので、いろんな困難もあるかもしれませんが、我々とともにこの議論に参画する思いの中で、御協力を賜りますようお願い申し上げながら、ごあいさつにかえさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、執行部も入っての初めての委員会でございますから、執行部を代表していただき木本総合政策局長からごあいさつをいただきます。

○木本総合政策局長 おはようございます。執行部を代表しまして一言ごあいさつをさせていただきます。

このたび道州制問題等調査特別委員会を設置していただき、道州制問題と地方分権改革の推進について御審議をいただくことになりました。平成7年にスタートいたしました第1次地方分権改革におきましては、長年にわたり続けられてきました機関委任事務を全面廃止するなど、一定の成果を上げることができましたものの、自治体としましては、地方公共団体に対する国の関与、義務づけが依然として残るなど、多くの課題を残した未完の改革に終わっております。その後の三位一体改革におきましても、国の財政再建に主眼が置かれ、地方の自主性、自立性を高める地方分権の改革に沿って、十分なものとは言える内容ではなかったのではというふうに思っております。

平成18年12月に成立しました地方分権改革推進法による第2期分権改革がスタートし、先月末には地方分権改革に当たっての「基本的な考え方」が地方分権改革推進委員会から政府に報告されたところでございます。今後、政府による地方分権改革推進計画の策定と具体的な動きになっていくものと思われま

一方、道州制につきましても、国の第28次地方制度調査会による「道州制のあり方に関する答申」を皮切りに、政府、自由民主党、全国知事会、九州地方知事会、経済界等から報告や提言が多くなされ、また、検討が続けられているところでございます。このような時期に道州制問題等調査特別委員会を設け、御審議いただくことは、極めて時宜を得たものとありがたく思っているところでございます。

初回となります本日の委員会では、まず、地方分権改革のこれまでの動きと第28次地方制度調査会の道州制のあり方に関する答申について、御説明させていただきたいと思っております。地方分権と道州制は、これからの国のかたち・あり方を考える大きな課題でございます。また、本県にとりましても、今後のありよう、発展の方向性を左右する極めて大きな課題というふうに考えております。今後、県議会、執行部がともに新しい熊本づくりに向け前向きな議論を深めることができるといふふうに念じております。この1年間よろしく願いいたします。

○前川収委員長 それでは、執行部から自己紹介をお願いいたします。

(木本総合政策局長～企画課長の順に自己紹介)

(原田総務部長～教育政策課長の順に自己紹介)

○前川収委員長 それでは、審議に入ります。今、局長のお話にもございましたけれども、本委員会に付託されている案件は、1、道州制に関する件、2、地方分権改革推進に関する件であります。お手元に本日の次第を置いておりますが、そちらをごらんいただきたいと思います。一連の今日までの地方分権の歩み、いろんなできごとがあっておりますし、また、いろんな法律制度等の変化も出ておりますけれども、その部分のおさらいと、それ

から、道州制についてのこれも本当に政府を初めとして、政党であったり、経済団体であったりといういろんな角度からいろんな提言がなされておりますから、それらのものを第1回の委員会としては、まずおさらいという意味で執行部から説明をさせたいと思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、お手元の資料に従い順次説明してください。

○内田企画課長 企画課長の内田でございます。よろしく願いいたします。

本特別委員会に付託されました道州制及びその議論のベースとなります地方分権の問題について、資料をもとに御説明させていただきます。

まず、地方分権と道州制の議論に関して、その議論の流れ関係等について御説明させていただきます。昨年の秋、小泉内閣にかわりまして誕生いたしました安倍内閣で初めて道州制担当大臣が内閣に置かれました。安倍首相は3年以内に道州制議論について道筋を示すと発言をされ、政府が本格的に道州制について議論する状況が生まれております。このような状況に至る過程を振り返りますと、昨年2月28日に地方制度調査会から出された「道州制のあり方に関する答申」が大きなターニングポイントになっているのではないかとこのように思われます。

また、この答申では地方分権を進めるための道州制という方向性をはっきりと打ち出しており、答申以後の議論は多かれ少なかれこの答申の方向性を踏まえたものにならざるを得ないだろうというふうに考えております。現在、政府における道州制ビジョン懇談会における議論、全国知事会における特別委員会での議論、九州地方知事会、九州地域戦略会議第2次道州制検討委員会での議論等、数多くの活発な議論が行われております。現在行われておる議論でも具体的な制度設計や役割

分担、将来像イメージ、道州制への思いはばらばらであり、また、どのような議論があるか不明な中で、議論が始まったばかりであります。

資料1ページから御説明申し上げます。この道州制の議論は国と地方のあり方を変える議論でありまして、そのためには国と地方の関係を今日的な課題で整理する必要があるというふうに考えております。委員長からも御発言がありましたように、この国と地方の関係をめぐる議論を地方分権に係る議論として展開されておりますが、この地方分権のあり方、地方分権改革の議論を押さえた上で道州制の議論を行う必要があるというふうに考えております。

これまでの地方分権の流れ、経緯について概略を説明いたしたいというふうに思います。1ページの方で第1次地方分権改革と書いてございますが、平成7年から始まり平成12年の地方分権一括法の施行により、機関委任事務等の廃止が行われました。この第1次の地方分権改革を総括した平成13年の地方分権推進委員会での最終報告で地方財政秩序の再構築や、地方分権、市町村合併を踏まえた新たな地方自治の仕組みに関する検討の必要性が述べられております。この議論が平成15年からの三位一体改革や第28次地方制度調査会における答申の布石となっております。平成15年からの三位一体改革を経て本年度から第2期地方分権改革の議論が始まりました。国と地方の役割分担の徹底した見直し、思い切った税財源の移譲の推進等が議論されますが、先月末に地方分権改革推進委員会が出した「基本的な考え方」の前文に、「こうした取り組みを進めることは将来の道州制の本格的な導入の道筋をつけるものとする」という一文があり、今後の地方分権の議論は、地方分権の最終的な姿としての道州制を見据えた議論が展開されるというふうに思われます。

このような国と地方のあり方を考える地方

分権の議論の中で、これまでも道州制に関するさまざまな議論が行われてきましたけれども、これからより現実的な議論の展開が予想されます。

2ページの資料1をお願いいたします。

第1次地方分権改革についてでございます。第1次地方分権改革は、国と地方公共団体が分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを目的に始まっております。具体的には平成7年5月19日に地方分権推進法が成立をし、法第9条において設置された委員7名による地方分権推進委員会の第1次から第5次の勧告において、機関委任事務の廃止、必置規制、権限移譲の問題が取り上げられました。この勧告を受け475本の法律を対象とした地方分権の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地方分権一括法が成立し、平成12年4月1日から施行されております。この地方分権一括法の成立で国と地方公共団体の関係は、上下主従の関係から対等協力の関係になり、機関委任事務が廃止され、地方公共団体の事務は自治事務と法定受託事務となっております。ただ、このときの改革は、事務事業の移譲方策よりも広い意味での関与の縮小・廃止方策に主眼が置かれたため、下の今後の課題でまとめておりますが、平成13年6月の地方分権推進委員会の最終報告では第1次改革を未完の改革と位置づけ、次期分権改革の課題として6項目を提示しております。

今後の課題のところでございますが、1の地方財政秩序の再構築については、国と地方の歳出・歳入構造の問題等であり、後ほど三位一体改革の問題として財政課長から説明をお願いしたいというふうに思っております。

2の法令による義務づけ、枠づけ等の緩和につきましては、国の通達等による関与が大幅に縮小しましたがけれども、法令等による事務の義務づけ等にはほとんど手がかずに終

わっております。

3の新たな自治制度の仕組みに関する検討として、市町村の自主合併の促進と市町村合併の進捗によっては、広域的地方自治体としての都道府県のあり方の見直しが現実に起きてくる可能性があるというふうに述べております。

4の事務事業の移譲では、事務の移譲を身近なレベルへの移譲だけでなく、事務事業の分担関係を適切にする視点で検討する必要があるというふうに述べられております。

6の地方自治の本旨の具体化につきましては、地方分権一括法の施行以降においても、国の過剰な関与等があるため、真に地方分権型社会の制度保障を豊かにするためには、憲法等を含め法律において、地方自治の尊重とその具体的な保障手段を明記することが必要ではないかというふうに述べております。

以上のような提言がなされ、以後の三位一体改革、それから第2期分権改革への議論へと展開するというふうになっております。

次の三位一体の改革につきましては、財政課長から説明をお願いしたいと思います。

○市川財政課長 財政課でございます。財政課からは資料3ページから三位一体の改革について御説明させていただきたいと思っております。

企画課長の説明にもございましたように、第1次地方分権改革において積み残された課題としまして、地方財政秩序の再構築がありました。まず、3ページの資料で三位一体改革のその背景を御説明させていただきたいと思っております。

(1)に地方分権推進委員会の最終報告の抜粋を載せております。この中で分権型社会にするために、下線を引いている部分でございますが、自己決定・自己責任の原理を地方税財政の領域にまで広げ地方公共団体の財政運営の自由度を高めること、それから受益と負

担の関係がわかりやすい税財政構造に改めること、という2つが必要であると言っております。また、その下段になりますけれども、そのために自主財源である地方税収入を充実し、それから依存財源である国庫補助負担金、地方交付税を縮減するとしております。その中でも国庫補助負担金の縮減を優先するというような整理がなされております。しかし(2)の方に経済財政諮問会議の議事要旨がございますけれども、ここで本間議員の発言がございますように、省庁間の対立がある中でなかなかこういったものが進まない、そういった中で解決するためにはそれぞれの3つのことを一体的にやるべきだとの議論が行われております。こういった議論を受けまして4ページの総理指示にありますように、三位一体で検討するようにとの総理からの指示があったところでございます。このような背景のもとでその後の経緯を5ページで御説明させていただきたいと思っております。

5ページでは、各年度の基本方針に沿いまして御説明させていただきたいと思っております。先ほどの経済財政諮問会議の議論を受けまして、(1)にありますように、平成14年の骨太方針において明確に三位一体改革が明記されたところでございます。

次に、(2)の15年度の骨太方針におきましては、4兆円の国庫補助負担金の廃止、地方交付税総額の抑制ということが明記されました。(3)の16年の骨太方針におきましては、4兆円の補助金廃止に対しまして、3兆円の税源移譲というのが明記されたところでございます。この段階で税源移譲、国庫補助金廃止、交付税改革という三位一体というところが出てきたわけでございます。ちなみに4兆円の補助金廃止に対しまして、3兆円の税源移譲となっております。差額1兆円がございますけれども、この分につきましては、スリム化分といわれておりまして、純粋な事業量の減となっております。

次の6ページ(4)の17年の骨太方針におきましては、3兆円の税源移譲を所得税の税率を引き下げ、個人住民税の税率を引き上げると、そういった手法で行われることが明記されたところがございます。その下のところ3に国全体と熊本県の影響額を整理しております。

次の7ページ、8ページをごらんいただきますでしょうか、先ほどの影響額をもう少し詳しく整理したものが7ページ、8ページでございます。7ページが全国分、8ページが本県分でございます。7ページをまず御説明させていただきますと、7ページの左上に書いてございますが、国庫補助負担金の改革のうち、約3兆円が改革対象となったところがございます。それを右にずっと見ていただきますと、それに対する税源移譲としまして、18年度におきまして経過的に所得譲与税として約3兆円の税源移譲、それから本年度から個人住民税による本格的な税源移譲が行われておりますが、約2.5兆円となっております。これは税源移譲の個人住民税の税率引き上げが6月徴収分から行われるということで、4月、5月分がその分減っているといった状況になっておりますけれども、来年度からは約3兆円というふうになる仕組みになっております。一方で8ページでございますけれども、本県の影響でございます。本県では国庫補助負担金378億円に対しまして、18年度所得譲与税のときが288億円、19年度が190億円と見込んでおります。この差額は税源の偏在などによるものというふうに考えているところでございます。

次に、9ページをお願いいたします。9ページで三位一体改革の評価をまとめております。上のところに総括しておりますように、分権議論が高まったこと、それから地方の自主財源が増えたこと、こういった2点につきましては、評価できるのではなかろうかと考えておりますけれども、全体的には国の財政

再建に主眼が置かれた形になっておりまして、地方の裁量性の拡充という本来の趣旨にはつながらなかったと、こういったふうに考えております。中身を見ていただきますと、(1)の国庫補助負担金におきましては、結局、国庫負担率の引き下げ、こういったものが中心でございます、地方への負担の付替えにしか過ぎなかったというふうに考えております。(2)の税源移譲では、本県の例が書いてございますけれども、本県と同様、地方区の県におきましては、改革対象の国庫補助金の額に比べて税源移譲による移譲額が少ない傾向がございます。その差額は理論上は交付税で算定されることになっておりますけれども、交付税自体が抑制され財政調整機能が低下しており、このことが昨今の税源格差の是正議論、こういったものにつながっておるといふふうに考えております。(3)の交付税につきましては、一番下の3ポツめのところに書いてございますけれども、一方的に削減され県財政に大きな打撃を与えており、それがそのまま引き続けているといった状況になっております。

最後に10ページでございますけれども、いろいろと評価をしますと、余り評価できない部分が多うございますけれども、そういった中でも一般財源化され、県の裁量が高まったことによる改善事例、こういった取り組みもあります。その改善事例の主なものを挙げております。上は国民健康保険の関係でございますが、国庫負担金では勘案されていなかった水俣病発生地域への配慮など、こういったところを行って改善しているところでございます。また、下の部活動関係につきましても、国庫補助においては、一部の指導者への補助でございましたけれども、一般財源化されたことによりまして、県全体の外部指導者への研修という形で県全体の底上げを図る、こういった事業を改善しております。また、そのほかの事業につきましても、補助金交付時期

の早期化、資料の簡素化などを図りまして県民サービスの向上を図っているところでございます。

説明は以上でございます。

○内田企画課長 11ページの資料3をお願いいたします。第2期地方分権改革について、その概要を御説明いたします。地方分権につきましては、先ほど御説明いたしました第1次地方分権改革や三位一体改革により進められてきたところでございますが、急速に進む少子高齢化、市町村合併の進展等を踏まえ、さらなる地方分権の進展が求められるということになってまいりました。これを受けまして新たな地方分権に向けた取り組みに着手し、地方分権を総合的かつ計画的に推進するため、平成18年12月に地方分権改革推進法が成立をいたしました。この法律は、3カ年の時限立法であり、平成19年度からの3カ年間でこの法律に基づく国と地方の役割分担や国の関与のあり方、税財政制度等のあり方について検討が行われる予定です。具体的には、本年4月に地方分権改革推進法に基づき内閣に設置されました地方分権改革推進委員会で調査審議が行われ、この委員会からの勧告を踏まえて策定されます地方分権改革推進計画により今後の分権改革が行われます。地方分権改革推進委員会は4月から議論を始め、5月30日には右の12ページにあります地方分権改革推進に当たっての「基本的な考え方」をまとめ首相に報告を行っております。

委員会の今後の予定としましては、地方自治体の長との懇談会を全国7カ所で開催するほか、各省庁のヒアリングを含め審議を本格化し、今年秋には中間的な取りまとめを行いおおむね2年以内を目途に順次勧告を行うというふうに聞いております。

12ページの資料4をごらんいただきたいと思っております。これは地方分権改革推進委員会が先月の5月30日に取りまとめた目指すべき方

向性や基本原則などを示した地方分権改革推進に当たっての「基本的な考え方」の概要でございます。前文では、地方が主役の国づくりを目指すことといたしまして、中央政府と対等協力の関係にある自治行政権、自治財政権、自治立法権を有する完全な自治体としての地方政府の確立や、この地方分権改革は、国のあり方、国のかたちそのものにかかわる重要な政治改革であり、不退転の決意で進めていく必要があること、そしてこの取り組みを進めることは将来の道州制の本格的な導入の道筋をつけるものというふうに述べております。地方分権改革の目指すべき方向性として、分権型社会への転換、地方の活力を高め強い地方を創出すること、地方の税財政基盤の確立、国の地方支分局の廃止・縮小等にも言及する簡素で効率的な筋肉質の行財政システムの確立、自治行政権、自治財政権、自治立法権を備えた地方政府の確立を目指す自己決定・自己責任・受益と負担の明確化による地方主役というものを掲げております。基本原則としましては、下記の5項目を掲げ、19年秋の中間的な取りまとめ、2年以内を目途に勧告、閣議決定を経て新分権一括法案の提出を平成22年3月ごろに行う予定となっております。調査審議事項としましては、国と地方の役割分担の徹底した見直しと地方税財政制度の整備、行政体制の整備及び確立が掲げられております。

最後に、4の分権改革の推進に当たり政府及び地方団体に望むこととして、改革関連施策の確実な実施や行財政運営における透明性と自浄性を高め、住民の信頼を確保することや、人材育成や行政能力の向上等を強く望むとされております。

今、御説明申し上げました事柄が、今後の分権改革及び道州制の論議を行う上での基本的な視点及び方向性になるのではないかとというふうに思っております。

13ページの資料5をお願いいたします。

これは地方制度に関する重要事項を調査審議するため、内閣に設置されました第28次地方制度調査会の道州制のあり方に関する答申の骨子でございます。前回の15年度第27次地方制度調査会の答申で基礎的自治体としての市町村の規模、能力拡大のため、市町村合併の積極的推進や真の分権型社会にふさわしい自立性の高い圏域を形成していく観点から、現在の都道府県にかわる広域自治体としての道州制を検討する必要があるというふうにされました。この流れの中で平成16年3月当時の小泉首相の「地方にできることは地方に」とのスローガンのもと、第28次地方制度調査会に道州制について諮問がなされ、その議論の結果が平成18年2月28日に出されたこの答申でございます。

答申の内容ですが、1の都道府県制度につきましては、市町村合併の進展等の影響、環境規制や交通基盤整備、観光振興と都道府県を超える広域行政課題が増加していることなどから、現在の都道府県制度のままでは経済社会情勢の変化に対応していくことが可能か、また、さらに地方分権改革の確かな担い手としてふさわしいかと問われるようになっていくというふう述べております。2の広域自治体改革と道州制では、広域自治体の改革のあり方として、現行の問題だけに対応するには、広域連合や都道府県合併も考えられるが、進んで我が国の将来を見通すとき、広域自治体改革を道州制制度に関する問題への対応にとどまらず、国のかたちの見直しにかかわる改革として位置づけることが考えられ、次の丸にございますとおり、この広域自治体改革を通じて国と地方双方の政府を再構築し、国の役割を本来果たすべきものに重点化し、内政に関しては広く地方公共団体が担うことを基本とする新しい政府像の確立を目指すべきであること、そしてこのことは国家的課題への高い問題解決の能力を有する政府を実現できることでもあるというふう述べて

ております。そうして、こうした見地に立つならば広域自治体の改革のあり方は国と地方及び広域自治体と基礎自治体の役割分担の見直しを基本とし、これに沿って事務権限の再配分やそれぞれの組織の再編、また、それにふさわしい税財政制度を実現できるものとするべきであると、その具体策として道州制の導入が適当と考えられるというふう結論づけています。

14ページ3の道州制の制度設計でございますが、検討の方向といたしましては、地方分権を推進し、地方自治の自立強化等の3点を上げております。2の基本的な制度設計の中で①道州の位置づけは、道州と市町村の二層制にすること。②区域につきましては、社会的な諸条件に加え地理的条件、歴史的條件、文化的条件等から16ページに道州制の区域がございしますが、3パターンを示しております。③の道州への移行方法につきましては、同時としていますが、国との協議が整えば先行もあり得るとしてしております。④道州の事務については、現在、都道府県が実施している事務は大幅に市町村に移譲し、道州は広域的な事務を担う役割に軸足を移すこととしております。また、現在、国において行っている事務、特に国の地方支分局が実施している事務は、できる限り道州に移譲すべきとしております。⑤の議会・執行機関につきましては、議員や長も直接選挙でございしますが、長の多選は禁止するとしております。⑥の道州制のもとにおける税財政制度ですが、国の事務移譲に伴う適切な税源移譲を行うと同時に、偏在度の低い税目を中心とした地方税の充実により、分権型社会に対応した地方税体系の実現、そして道州や市町村における税源等、財政需要に応じた適切な財政調整制度を検討するとしております。

15ページをお願いします。4の道州制の導入に関する課題としては、丸の1にあるとおり、検討課題は国の政治行政制度のあり方、

国・地方の行政組織のあり方、国・地方を通じた行政改革との関係など広範囲であり、道州の設置と都道府県の廃止は我が国の圏域構造を将来にわたり方向づけるものであり、国民生活にも大きな影響を及ぼすとの認識を述べております。また、導入判断は、広域的な問題に関する国民的な議論の動向を踏まえて行うべきであり、導入への機運が高まった場合には、その理念プロセス等を規定する推進法制を整備することも考えられるとしております。

最後の結びとして、本答申を基礎として、今後、国民的な議論が幅広く行われることを期待するとしております。

以上が、今日の道州制に関する議論の基礎となっております第28次地方制度調査会の答申の概要でございます。

最後に、17ページの参考資料をごらんいただきたいというふうに思います。県合併・県連合・道州制・連邦制の基本的考え方等を参考資料としてまとめさせていただきました。合併と連合は、現行の都道府県制度を残したままの対応でございます。権限事務等では、道州制は完全な地方自治体となり、現在、国が有している多くの権限を執行することになります。連邦制では、行政権だけでなく、立法権や司法権も有することになります。構造としましては、都道府県連合が市町村、都道府県、連合の三層制となります。現行制度との比較では、道州制では、中央省庁の権限の多くが道州に移譲されるほか、国の出先機関は縮小または廃止されることとなります。当然、現在の都道府県は廃止され、役割分担の見直し等により、市町村の権限は強化されるということになります。

以上が、各制度の違いですので、今後の議論の参考にしていただければというふうに存じます。先ほど御説明申し上げました地方制度調査会の答申にもありましたように、地方分権と道州制の問題は、これからの国のかた

ち、あり方を変えるものであり、本県におきましても、今後のありよう、発展の方向を左右する極めて大きな課題と考えております。今後とも県議会と執行部がともに新しい熊本づくりに向け地方分権の視点から前向きな議論ができればというふうに思っております。

以上で資料の御説明を終わらせていただきます。

○前川収委員長 以上で執行部からの説明が終わりましたが、非常に簡潔にこれまでの道州制、地方分権の流れ、その延長にある道州制という部分の今のこの現在の立ち位置の中での、それ以前の話という前提でのお話でございました。資料の内容についていろいろ質疑があると思いますので、まず、委員の皆さんからこの資料の内容についての質疑をいただき、その後に意見的なものでの質疑であったり、意見であったりという形でいただければと思いますけれども、まず、資料について御質問ございませんでしょうか。——資料についてなければ御意見も含めて質疑で結構です。

○鎌田聡委員 道州制ということで、これからはいろんな検討が加えられていくと思いますけれども、九州地方知事会で今どのような議論がどこまで進んでいるのか、そういったものも広域的に連携してやっていこうとしておりますね、ちょっと教えていただければよろしいですか。

○内田企画課長 九州地方知事会での議論でございますけれども、具体的な道州制の議論につきましては、九州地域戦略会議において、各都道府県からの実務者レベルの代表、それから、経済界の代表等が参加しまして議論が行われております。昨年まで第1次の道州制検討委員会ということで議論が行われて、次回、資料としてお出ししようと考えて

おりましたけれども、道州制に関する答申を出しております。また、本年5月から第2次の道州制検討委員会というのを設置し、今後は九州モデルという具体的な姿を見せるような議論を現在始めているところでございます。

○鎌田聡委員 何か第2次のやつが出てくるということですが、全くその辺の検討状況が、これからこの答申にもされてますけれども、国民的な論議の動向を踏まえて道州制の議論をやっつけていかなければならないと思いますけれども、まだそこまで達してないから、先日のどこかの新聞がやっていた世論調査では道州制に対して非常に違和感というか、そういった感ずる声あたりが県民の中に多かったと思うのです。ですから、そういった議論の状況をどんどんやっぱり是非は別として発信していかなければこの議論は進んでいかならないと思います。次回何か起こされて……、きょう何か出てくるのかなと思ってたんですけども、持ち得る資料あたりは全部提供してもらって議論していった方がいいと思います。

○前川収委員長 きょうは質疑であったり、御意見の中から、次回の資料であったり、場合によっては早めに……、もうまとまっているんですね、第2回会議までの答申は出てきているから、次回、委員会までに各委員さんに九州地域戦略会議の内容も含めて委員会前に資料配付をお願いしておきたいと思われし、また、今のように出た御意見の中から新たな視点が生まれてきながら、資料も含めて積み上げていくような議論に多分なるんだろうと思いますので、そういった部分もよろしくお願ひしたいと思われし。

ほかにございませんでしょうか。

○馬場成志委員 今真剣な議論もしなければ

いかんというような話でありましたけれども、喚起するためにも今からしっかりと県民の皆様方にも、国民の皆様方に持っていただければいかんのは危機感なのではないかというふうに思っています。そういう理想的な道州制ということであれば、これからじっくりと勉強をして、そして何がよくて何が悪いかということを研究しながら、ずっと勉強しながら、そこに達したときに結論が出るということでもいいのかもしれませんが、現実問題は、リストラ合併みたいな県の合併に追い込まれるというような状況の方向性が強いというふうに思っていますので、仮に追い込まれないような状況になる仮定というのがどれくらいあるのかということを出すかどうかは別にして、これは財政の方かもしれません。例えば、道州制をやらなくてもいいような状況というのは税収がどれくらいアップしていけばですよ、今のままのシステムでも行政単位というのが担保できるというような状況になるのか、あるいは市町村合併が進んで来ますので、市町村が力をつけておる。その一方で県の広範囲な仕事もふえてきておるというような先ほど説明でしたけれども、市町村がしっかりしてきておれば県を極端なスリム化をして、そういう中で県という単位が残ると、まあ税収が伸びるか、それくらいか、あとは今のままでも、もしかしらなくてもいいのかという仮定が成り立つのか、今のままでシステムを変えなくても財政的に持ちこたえられるかと、今その3つくらい、私の考える範囲ではその3つくらいの中で結果的にJAや銀行が合併したときのような合併に追い込まれていくというような、それでないと立てないというような状況になっていくのではないかなというふうに思っています。地方分権についての勉強はもちろんここでまた改めておさらいさせていただきますけれども、以前はたくさん予算があって、国の縛りにかかった使い方しかできないから、

地方分権というものを大きな声で言っただけだと思えますけれども、実際今度は地方分権が少しずつ歩みを始めたところが、やらなければいかんこともさえやれなくなってきているという今の財政状況でありますから、今は地方分権は確かにきちっと進めていかなければいかんことですのでけれども、やはり義務的にやらなければいかんことから、投資的とか、攻撃的な行政を進めるために、地方分権が欲しかったのに義務的にやらなるところまで切り込まれてしまっているというような状況の中では、今の前段の部分ですね、道州制に追い込まれなくてもいい状況というのは何かあるのかということを一回つかまんと真剣な議論につながらんかなというふうに思いますので、いつの時点かできるだけ早い時点で、そういったことも教えていただきたいと、研究しておっていただきたいと思えます。

○前川収委員長 今のは御意見ですかね。

○馬場成志委員 はい。

○前川収委員長 非常に難しいかもしれませんが、ある程度の基礎的な資料を集めてもらいたいと思えますし、一つ今、馬場先生の意見の中であった市町村合併、これについてはもう御承知のとおり、県内においても約半減するように94が今48市町村まで市町村合併は本当に画期的に進んだと私も思っております。ただ、その背景にあったのは今まさに馬場先生がおっしゃったとおり、財政的な基盤がこの後小さな市町村の単位で維持できないじゃないかと、いけないぞという部分のアナウンスがですね、国を初め県もそうだったと思えますけれども、やらないところは今後維持できないぞというような部分もしっかり明確には言わないけれども、はっきりわかるように伝えてきた。そういう中でやっぱり市町村合併というのは、どちらかとい

うと我々も合併した市町村に住んでいる人間ですけれども、夢と希望にあふれて市町村合併ということよりも、むしろやらざるを得ない苦渋の選択という視点で市町村合併が進められたんじゃないかというのが実感ですよ。その中であって今、馬場先生のお話のとおり、財政的基盤がよくなるのが少なくともやらざるを得ないという部分での選択肢だったにもかかわらず、この資料の中にもありますとおり、交付税の総額抑制というものが三位一体の中で市町村合併と同時に進んできたことによって、合併はしたものの、もともと合併新市計画とかなんとかで作った財政計画そのものがすぐ破綻してしまったと、つまり当時の予測された交付税額が総額抑制によって担保できてないという部分が生まれてきてしまってきております。

そこでですけれども、これは私の方からお願いですが、県内の市町村、すべてとは言いませんが、市町村合併をやったところの財政的な状況を県として推進してきた立場の中で、今、合併後どういう状況になっているのか、合併前、合併後の状況がわかる資料をぜひつくっていただきたいと、これは我々が道州制を話す上において必ず1回は参考にしておかないと、同じ轍を踏むということになってはならないわけありますから、その資料もあわせて一つつくっていただければと思います。

どうぞ市町村合併も広げていいですから、議論については、——御意見はございませんでしょうか。

○吉田忠道委員 この特別委員会というのを付託調査事件が道州制に関する件、地方分権改革推進に関する件ということで、非常に漠然としておりますので、この委員会の目的といますか、期待成果といますか、いつまでに何を出すかと、アウトプットですね、それが余りはっきり見えませんので、各委員の

意思統一を図つとかんといかんでないかと思えますけれども。

○前川収委員長 委員長として、これはいつまでに成果を出すというのは、明確にはあるべき姿の理想像をつくることはできるかもしれませんが、しかし、いつまでと言われるのはなかなか難しいのかなと思っています。といいますのは、国の議論とやっぱり歩調を合わせていかざるを得ない部分もございます。例えば、熊本県が特別委員会の中で道州制はやりませんと、同意しませんという決議を仮にして、それが県議会の決議にまで上った場合に、国が法律として決めてきた場合に、どう整合するのかというのがよくわからない。もちろん国の法律もどういう法律になるのかはよくわかりません。市町村合併であれば当然同文議決で市町村議会の議決をもって、これは合併成立という形になりましたが、国が法律規定をどうやっていくかというのがよくわからないので、私はこの委員会の委員長を仰せつかるときにイメージしてきたのは、熊本としてあるべき道州制の姿をより県民にわかりやすく我々の最大公約数的なもの、いろいろ考え方も違いますし、いろんな視点から、それは一つのものにきれいにまとまるかというのはよくわからないですけれども、熊本として県民レベルに立ったとき、あるべき道州制の姿というものをやっぱり示し得る議論が必要だろうと思っております。そこまでですね、でもそれがどういうものなのかというのは今後の議論の中でやっぱり高めていかなければならないし、もしくは国等々の状況というのですかね、それらも勘案しながらユートピアみたいに理想郷のことだけを我々が言っても、現実の問題と全くかけ離れてそんなことできるはずがないみたいな議論をするつもりも当然一緒にないわけですから、そういった部分も見据えながらやるべきだと思っております。

○渡辺利男委員 関連して。今言われたように、この委員会の位置づけというか、目指すもの、そのところが大事だと思うのです。私は結局のところ、国との戦いであるというくらいの位置づけを持って臨まないとだめなわけではないかと思えます。三位一体の改革でももう十分お分かりのように、国は権限も財源も離そうとしません。非常にやり方もしたかだしですね、結局、今のまま県民や私どもが無関心であれば国のいいような道州制にされてしまって、さっき馬場委員も言われたように、結局、国の権限も財源も持ったまま道州制というならば都道府県の整理統合にしなければならないわけですね、国の役人はそのくらいのことを私は考えていると思うのです。ですから、総論では結構立派なことを言っておりますけれども、各論になると各省庁は権限を離さないということは目に見えているわけだから、そうさせないように地方としては、やっぱりしっかりとこういう道州制にすべきだという声をつくり上げていくための委員会であってほしいなというふうに思えます。ですから、ぜひ地方6団体と連携できるように、その中に私どもの意見がどんどん反映されていって、地方6団体は国に意見を反映しているようになってますから、そこで戦ってもらおうというふうなぜひ方向性を持った委員会であってほしいなと思っております。

○前川収委員長 全く同趣旨でございます。私の委員長としての進め方というのですか、イメージは。

ほかにございませんでしょうか。

○鎌田聡委員 本当に理想とこれは現実を踏まえてやらなければならないと思えますので、やっぱり法的にいつまでとなればそこまでやらないといかんという状況の中で、ある程度県からのさっきの合併の話と絡みますけ

れども、合併したところにどれだけ権限を県がおろしていけるのか、そしてまた、市町村はどれだけ仕事を遂行できるのかということもきちっとチェックして、そしてできるだけこれが本当に道州制ということになっていくのであれば県がなくなりますから、市町村にある程度分権という視点で県は進めていかなければならないと思いますので、若干何項目か、ずっと今分権やってますけれども、市町村にですね、まだ大した業務もおりてないと思います。これは国と県を含めて先ほど自由度が高まった、三位一体の業務を見てみましても何か運動の外部指導員の50何万円くらいの自由度くらいですから、やっぱりそうならないように国と県を含めて、県と市町村の関係もそうだと思うのです。そういったところも踏まえてやっていかなければならないと思いますので、市町村にこれまでおろしてきた業務、そういったものを逐次この委員会で報告していただいて、できるだけ促進をしていくような議論をやっていかなければならないと思います。例えば、このごろは国と県の関係でいいますと、第2期の地方分権改革についても、地方自治体の組織制のスリム化の推進という部分も出ているのですよ、これはちっとやっぱり国の考え方としていろいろな権限とか財源をおろしてくるのであれば、やっぱり組織、定員というのはある程度必要なんだろうけれども、そういったスリム化ということを一方でうたっているということは、ただ単に、市町村だとか県は整理しようという思惑が本当に見え隠れしているような気もいたしますので、先ほどの意見ではございませんけれども、そういった分権という視点もきちんと持って進めていくべきだと思いますので、県は市町村からいろいろ言われぬように、県は県として、きちんと市町村ができる事業としてやりたい事務事業をおろしていく取り組みをやっていかなければならないと思いますので、逐次そういった部

分の報告をしていただくようお願いいたします。

○前川収委員長 市町村合併に伴って県から市町村へ権限移譲された部分についての説明をこの次でいいですね、次までに資料をつくらせていただきたいというふうに思います。今、それぞれ御意見があるとおおり、非常に我々は市町村合併というのと、県が指導しながら市町村合併をやってきたという前提と、国が今度は都道府県をやると、同じような国と県が入れかわるだけの話ですから、そこをきっちり検証しておかないとまずいことになるだろうと思いますし、一方で住民サービスを最終的に担う基礎自治体がこれだけ合併していったら、財政力もそれから住民サービスという視点も非常に厳しい状況に、私の主観ですけども、これはなっているのだろうと思いますので、ただ単に今おっしゃるとおり、いわゆる国の借金のしわ寄せを地方をスリム化することによって払わせるというような動きになるのであれば、それは道州制は反対という声を上げて全然問題ないと私たちは思っております。そういう覚悟で臨みたいと思います。今の資料はよろしくお願いいたします。

○松田三郎副委員長 関連で、今の鎌田委員の御発言の中に、行政経営課長になろうかと思いますが、合併に限らず去年か一昨年ですか、当時が宮尾課長だったと思いますが、市町村に権限を移譲し得るメニューのようなものがありましたですね、これはただ、市町村の希望がないと一方的におろすわけではなくて、どんどんおろしてくださいと我々は頼んだら、いや、実はおろそうと思ったら小さい村なんか、いや、うちあたりにおろしてもらえば困りますけん、県でお願いしますというところもありますという実情を聞きましたんで、全部おろしますというだけでなくて当然市町村の方がうちの方で権限をやらしてくだ

さいということの意向がないとおろせないということですね、確認ですけれども。

○小嶋行政経営課長 行政経営課長でございます。今、副委員長がおっしゃられましたように、現在の事務事業の権限移譲といたしますのは、本来的には都道府県がその仕事をするという形に位置づけられているものを市町村とその協議をしながら、協議が整えば県の特例条例の中に位置づけまして、市町村の方に権限を移譲すると、こういう仕組みになっているものですから、やはり市町村側の御理解をいただかないとこれは市町村の方に事務移譲をすることはできないという形になっております。それで先生おっしゃられましたように、平成17年に事務権限移譲につきましての指針を策定いたしまして、市町村の方に確か824くらいだったと思いますけれども、移譲対象の事務をお示しをしまして、それぞれ働きかけをやっていらっしゃるところでございますけれども、基本的なスキームが先ほど申し上げましたような形ですから、市町村の方の御理解をいただきながら少しずつ権限移譲を進めているというのが実態でございます。

以上でございます。

○前川収委員長 いいですか。

○松田三郎副委員長 はい。

○前川収委員長 ほかにございませんでしょうか。

次回までにとかいう必要な資料であればこの場でどんどん言っておいていただければいいと思いますし、閉会中であっても私の方に御相談いただければ必要だと思う資料についてはどんどん出すように、これから準備を執行部の方も大変でしょうけれども、していただきたいというふうに思っております。

○渡辺利男委員 市町村合併をされたところの首長さんなんかの話を聞きますと、県が言うことと違うこともあるもんだからですね、できれば一回ね、まとめて何人か呼んでいただいてじっくり県に対する要望を聞くとか、合併してみてどうだった、ああだったという話も私たちが聞いたっていいじゃないかなと思いますけれども。

○前川収委員長 それは管内視察ということでできると思いますので。実はこの議論をするときに、道州制の議論の中に1項目、市町村合併の部分付託案件として入れた方がいいんじゃないかという話も党内であったんです。ただ、一応我々としては、道州制の方を少し基本にしていかなければいけないけれども、そのベースになる行財政改革の中であって、それは市町村合併、当然検証しておかないといけないという気持ちがありますので、それはもう御意見、皆様方がよろしければ全部というわけにはいかんでしょうけれども、代表的な市町村合併をされた地域に入って行ってですね、そこに現実的なお話、県からいただいた合併前の話、合併……あめとむちと、そうよく言いよりましたけれども、あめの話がどの程度のものであって、現在そのあめがどうなっとつとかという部分も含めた本音の話を議論するような場をつくりたいと思います。

委員会で公式にやるよりもどちらかというところ、委員会でというか、この議場で議会棟でやるよりも管内視察という形でやった方が本音の議論がしやすいのかなと思うんですね、そういうことで企画をさせていただきます。今のはよろしいですか、委員の皆さん、そういう企画でやったらどうだと御意見については、——わかりました、じゃ企画をさせていただきます。

ほかに御意見ございませんでしょうか。

○松田三郎副委員長 次までということでございますので、私も馬場先生の顔を見ながら一つ思い出しました。以前、財政対策特別委員会におきまして資料で関連しますと、これは2ページの第1次の積み残しといたしますか、今後の6項目の中の②です。義務づけ、枠づけの緩和、これは12ページも出ておりますが、当時こういう小さいことまで国がいろいろ言うのかなというような印象を持ったくらい多岐にわたって、委員会で馬場先生を中心にいろいろな項目を挙げて、以前も数度要望したという経緯があったそうでございますが、多岐にわたる要望をして、どれくらい国が、そもそもその要望事項を見たのかどうかわかりませんが、我々の検証が足りないのを反省も含めまして、その後、例えば我々が当時、あれは何か意見書、書類にして提出した部分で幾つか改善がなされたのかどうか、今わかれば1つ2つ教えていただきたいですけれども、わからなかったら、次回までですね、かなり多岐にわたった数の多い指摘だったと思いますが、行政経営課か、前の課長ですか。

○前川収委員長 今わかる分があれば今ですし、今整理できてないならば次回委員会までに整理すると。

○松田三郎副委員長 といいますのはですね、渡辺委員の御指摘にもあったように、国は権限も財源もなかなか離したがない。これはもちろんわかりますが、ちょっと小さいところですが、できそうなことを、法律改正とかも必要などころもありましたが、それすらなかなかこう小さかところまで、やかましゅう言うたり規制するののかという印象がありましたので、もし今わかればその点も含めてお聞かせいただきたい。わからなかったら、次回まで結構でございます。

○小嶋行政経営課長 行政経営課長でございます。手元に詳しい資料がございませんので、できましたら次回にきちっと整理をいたしまして御報告申し上げたいと思います。

○前川収委員長 よろしいですね。

○松田三郎副委員長 はい。

○前川収委員長 きょう委員会のメンバー、執行部のメンバーを見られてもわかるとおり、非常に間口を広めて県民生活各般にわたって影響が出るということが道州制だと思っておりますし、ここで地方分権も含めですけれども、非常に影響が大きいんで、いろんな間口の広い議論をしていくのがこの委員会だと思っておりますし、そういう意味で各部、各課にわたって、必要においては、ほかの部のほかの課ということも必要であれば呼ぶことも今後可能でありますから、皆様方のお考えがまとまる中で、過程でお申し出いただければというふうにも思っております。主管としては基本的には総合政策局が主管していくということですが、非常に間口を広げていくことも可能だということでもあります。

ほかに御意見もしくは御質問等ございますか。

○小早川宗弘委員 道州制ということで九州は一つというふうな言葉でですね、多分、7県か、サプライズかどうかわからんとですけれども、入らんとしますけれども、九州7県というふうなことが合併して道州制、1つの道州になるというふうなことになると思うんですけれども、ちょっとここでいただきたい資料にですね、他県の状況、三位一体の改革で財政状況はどうなっておるのかという点、どう勉強していかなばと思うのですけれども、例えば、8ページの資料だとか、熊本県以外の他県の状況だとか、道州制に対して

他県がどういうふうな取り組みをしておるのか、これは知事会の動きもあつとかもしれないですけれども、熊本県ではこういう議会で道州制問題等調査特別委員会みたいな感じができておると、他県はどうなっておるのかというふうな動きとか、あるいは他県の市町村合併の進捗状況、進んでいるのか、進んでないのか、そういった何か一覧があればいいかなと思いますので、何か、ぜひそういう基礎資料としていただければというふうに思います。あくまでも何か熊本県内の中での市町村合併というふうな分析も必要ですけれども、九州の中でも7県が合併するというふうなイメージもあると思いますので、その辺の他県の状況というのを恐縮ですけれども教えてもらいたいと思います。

○前川収委員長 他県は別に……、九州だけでなく全国ベースでいいですか、どうしますか。

○小早川宗弘委員 九州。

○前川収委員長 九州でいいですね。あとは代表的な県とかで凡例をつくって、九州は全部つくって、あとは人口規模とかで、それぞれ違うので代表的な県とか他県も九州以外でも出せるなら出してもらったが一番いいと。

わかりますか、執行部は今のは、だれが担当、どこが担当になりますか、内田さん……。

○内田企画課長 はい。とりまとめはこちらの方で。

○前川収委員長 そちらで。なるべくわかりやすくお願いします。よかですかね、小早川委員。

○小早川宗弘委員 はい。

○馬場成志委員 これも意見というか、今後のこととして、今日は各部局からおいでしておりますので、お話しておきますが、例えば、経済界が主導になって考えておる案があったり、政府が主導だったり、党が主導だったりというようなこと、知事会だったりということでもありますけれども、経済界のところの案については、例えば企画だとか、商工の方あたりは感覚的に見ておられる部分があるかもしれませんけれども、全部局おいでいただいておりますのは、全部局にしっかりとした感覚を持っていただきたいということで、そういうふうなメンバーになっておるとと思いますので、例えば、九州、熊本県の枠がはずれて九州ということになったときに、皆様方の関係しておる行政の範囲、そこで生活を営んでおられる人たちについてどうなるのかということ、しっかりと考えておっていただかんと、このあとの議論ができないというようなことになります。九州は一つというような考え方と、一方では私どもは、今地元を大事にしなければいかんということで、中小企業振興基本条例なんかも2月につくったばかりでありますしね、そういう意味の中で、皆様方の各部署で保守的な考え方から急進的な考え方まで、これはウイングは広くしとっていただいて、その中でどう展開、環境が変わる可能性があるのかということ各部局、きょう終わって次の委員会まで休みということではないというふうにとしっかりと自覚しとっていただきたいというふうに思います。

○前川収委員長 各部もその意識をしっかりと持っていて、自分たちで創造し得る道州制の形、あるべき姿を模索するということをお願いしておきたいと思います。

それから、定例会のときに特別委員会を開くというのが基本であります、場合によっては閉会中であっても、適宜、必要であれば

開こうと思っておりますし、また、さっき1つは県内の市町村合併の状況という部分について見ようという話がありました。あと必要であれば、政府の方と基本的にどう考えているのという部分、今すぐというのは我々ももう少し考え方をまとめていかないとできないと思いますから、そういう部分を検証しとかないかんだろうと思います。そういうことも必要だろうと思います。

もう1つは、既に特区指定がなされている地域もございます。たしか道州制特区ということも進んできておりますから、参考になるかどうかも含めて見極めをしながら、もともと道だったところですから、どうなのかということでしょうか、そういうところの見極めをしながら考えていきたいと思っております。

御意見ございませんでしょうか、ほかに。

きょうは初回でありますから、皆さんからのいろんな提案が出てきた段階で、皆さんと一緒に構築していき、議論をしていく委員会でありますから、対症療法的な特別委員会ではないということを冒頭の委員会でも申し上げましたとおり、皆さんと一緒に議論を高めていきたいというふうに思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、質疑を終了し、議題(2)閉会中の継続審査についてをお諮りいたします。

本委員会に付託の調査事件については、審査未了のため、次期定例会まで本委員会を継続し審査する旨、議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○前川収委員長 それでは、異議なしと認めます。

その他に入ります。執行部の方から2件報告があるようでございますので、説明をお願いします。

○内田企画課長 2件ほど御報告を申し上げ

ます。お手元に地方分権改革推進熊本大会の開催についてというペーパーと名城所在地知事シンポジウムというペーパーを配付させていただきました。

地方分権改革推進熊本大会につきましては、今週6月23日、土曜日11時からグランメッセ熊本のコンベンションホールで開催をしたいというふうに今計画中でございます。熊本県自治体代表者会議の主催で出席者、4に書いておりますが、知事をはじめ県議会議員の皆様方、市町村長、市町村議会議長、それから県の各部局長等々で、約200名ほどを考えております。来賓につきましては、県選出の国会議員の皆様に御案内を差し上げておるところでございます。次第としましては、そこに1から8まで書いておりますけれども、地方分権をめぐる状況の報告と、それから、決議案の決議を行いたいというふうに考えております。

それから、名城所在地知事シンポジウムでございますが、来月、全国知事会がホテル日航で、7月12、13日に開催される予定です。それに先立ちまして、7月11日水曜日の午後、熊本ホテルキャツスルで、「これからの分権と自治を語る」というテーマでシンポジウムを行います。基調講演には「企業経営と道州制」というテーマで、松下電器産業の副会長であります松下正幸様に講演をお願いする予定です。その後のパネルディスカッションでは、これからの分権と自治を語るということで、田川憲生熊本日日新聞社常務のコーディネーターで、愛知県、滋賀県、兵庫県それから本県の潮谷知事、4県知事がパネリストになり、議論を展開していきたいというふうに今計画をしているところでございます。御出席のほどよろしくお願いいたします。

○前川収委員長 ほかにありませんか。ほかになければ本日の委員会はこれで閉会をいたします。お疲れさまでした。

午前11時12分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する
道州制問題等調査特別委員会委員長